

厚生教育常任委員会《行政視察報告書》

日 程：令和7年9月24日（水）

視 察 先：播磨中学校

視察目的：播磨中学校屋内運動場空調設備について

【視察内容】

教育委員会より、播磨町立小中学校屋内運動場空調設備整備工事の進捗について説明を受け、質疑と意見交換を行った。

その後、播磨中学校屋内運動場空調設備の見学を行った。

【説明の概要】

夏季期間の熱中症予防対策や、災害時における避難所としての環境向上を図るため、町内6小中学校屋内運動場に空調設備を整備する工事を行っている。

順次工事が進められており、内部改修工事の完了後に、中間検査をすることで、屋内運動場が使用できない期間を短期間にし、約5週間程度早く稼働できるようしている。

現時点では、外部改修工事の中間検査を終えた播磨中学校は令和7年8月1日から、蓮池小学校は2学期の始業式前日である8月25日から稼働している。

現在、播磨南小学校、播磨南中学校の工事が同時に行われており、10月中旬の稼働を予定している。

その後、令和8年1月中旬に播磨小学校、3月中旬に播磨西小学校が稼働開始予定である。

播磨中学校の稼働状況については、使用簿に使用用途や使用時間を記載しており、8月は学校行事や部活動での使用、また一般開放での使用で合計183時間45分の利用があった。夏季休暇期間中であることから部活動での使用時間が多くなっている。

屋内運動場には室内機を8台設置しており、ボールが直接当たらないようにガードを設置している。

屋内運動場の舞台袖に操作盤があり、空調設備はこの中のリモコンの操作によって作動する。操作盤の中央には緑・黄色・赤のランプの課金制御盤があり、今後使用料を徴収する場合には、この課金制御盤を使用することになる。

室外機は2台設置しており、災害時など都市ガスが供給停止されたときにプロパンガスに切り替えをする装置であるワンウェイロックバルブも設置されている。

今後の課題として、「空調使用料の取り扱い」と「空調設置による影響への対応」がある。

【主な質疑応答】

Q 空調の温度、風量、風向などの設定はどうしているのか。

A 空調をつける際は、リモコン盤により温度、風量、風向などの設定を行う。

空調温度については、体育館内の温度が適温になるよう設定し、24度よりは下げないようにしている。

Q ガス料金、空調設備の定期点検にかかる費用、保守料金などのランニングコストに係る費用は。

A ガス料金については、使用時間に左右されるが、1校当たり50万円～60万円程度の試算をしている。その他、必要なランニングコストとして、空調設備、GHP（ガスヒートポンプ）、PAGジェネレータなどへの保守点検費用が発生するため、おおよそ1校当たり30万円程度を見込んでいる。

また、室内機の清掃や、3年に一度のフロン点検も必要になってくる。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和7年11月11日（火）
午前9時57分～午前11時30分
開催場所：会議室302

1 播磨町立小中学校 空調設備使用料の徴収について

播磨町立小中学校 空調設備使用料の徴収について、所管する教育総務課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町立小中学校の体育館において、空調設備整備工事を実施しており、播磨中学校、蓮池小学校、播磨南小学校、播磨南中学校では、工事を終えている。

令和7年度中にすべての小中学校の体育館空調設備が整備される。

空調設備の使用料は、ランニングコストとして、ガス・電気料金のほか、保守点検等の費用や、3年に1度実施するフロン点検など、複数年ごとに発生する費用もあるため、実費相当額から算出して、1時間当たり1,000円とする。

町のホームページや広報は今までの周知を行うほか、現在利用している団体に対して、NPO法人スポーツクラブ21はりまからも周知を行う。

【主な質疑応答】

Q 空調設備を2時間使う予定で2時間分の空調設備使用カードを購入したが、当日使用しなかった場合の対応は。

A 空調設備を2時間使用する見込みなら使用料の納付により2枚の空調設備使用カードをお渡しする。カードを課金制御盤に一度入れてしまうと取り消しができない。未使用的空調設備使用カードについては、払い戻すという対応はしないが、次回、使用することができる。また、空調設備使用カードは共通のカードとなっているため、町内の全小中学校で使用可能である。

Q 暖房については、どのような取り扱いをするのか。

A 状況を見ながらということになるが、暖かい空気は上昇する性質があり、また、空調設備の利用はスポーツ時が多いため、利用頻度は低いと思うが、禁止するものではないと考えている。

2 播磨西小学校における水泳指導の外部委託について

播磨西小学校における水泳指導の外部委託について、所管する教育総務課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨西小学校のプールは、昭和52年の竣工から47年が経過し、プール槽の沈没やプールサイドのひび割れ、排水溝の劣化のほか、全体的に塗装の剥がれがあり老朽化が著しい状況である。

老朽化の現状を受け、令和8年度以降の水泳授業の方法を改修以外の方向性で検討を行った。その結果、令和8年度は試行的にスイミングスクールなどプール施設を有する事業者の民間施設を使用し、水泳指導も委託することとした。

授業時間については、移動時間の関係上、2时限分を1回とし、各学年5回水泳授業を実施する。移動の時間はあるが、体操・入水時間を60分確保することとしている。

民間委託による水泳指導実施に係る費用として、水泳指導料と移動のバス運行料がかかってくる。一括して委託することとしており、約820万円の費用を見込んでいる。

令和9年度以降については、令和8年度の水泳授業終了後に教員、児童、保護者へアンケート調査を行い、満足度や事業への継続希望などを情報収集したうえで、判断したいと考えている。

【主な質疑応答】

Q 片道の移動時間が概ね20分程度で通える事業者はどれくらいあるのか。また、加古川市でも外部委託を行っているが、事業者のキャパシティ面などから播磨町の受け入れが難しくなることはないのか。

A 主に2つのスイミングスクールを候補としている。外部委託に当たり、事業者と事前にヒアリングを重ねており、調整をするという返事をいただいている。

Q 外部委託は小学校のプールの老朽化対策と水泳指導の質を高めるには有効ではあるが、需要と供給のバランスが取れなくなり、将来的に水泳の授業ができなくなるないように考慮しながら進める必要があるのでは。

A 水泳の授業は通常は夏季に実施しているが、今後多くの学校が外部委託を行うようになれば、水泳の授業の期間を広げ、秋口まで行うなど調整することを考えている。

Q 令和8年度以降の水泳授業方法の検討について、播磨西小学校のプールを改修した場合、播磨小学校と共同利用をした場合、民間委託した場合での20年間コスト金額を比較しているが、国庫補助金とか交付税措置などは加味されているのか。

A 播磨西小学校のプールを改修する場合国庫補助金や交付税措置は考慮していない。

Q 国庫補助金とか交付税措置があるので、実際はこの額ではないと理解をしているが、判断材料として、国庫補助金などを含めた金額での比較が必要では。

A 今から、補助率など確認して資料の作成を行う。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和7年11月17日（月）
午後0時59分～午後2時54分
開催場所：会議室302

1 東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業パートナー候補者選定に係る公募型プロポーザル選定結果について

東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業パートナー候補者選定に係る公募型プロポーザル選定結果について所管する産業環境課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

広域ごみ処理施設「エコクリーンピアはりま」で発電した余剰電力を構成自治体の公共施設で有効活用することが目的である。

公募型プロポーザル方式により、パートナー事業者の選定を行った。

2者からの提案書の提出があり、10月6日にプレゼンテーションを実施し、選定委員会において選定した結果、候補者は「パシフィックパワー株式会社」に決定した。

「パートナー事業者の経営基盤等」、「事業運営能力」、「事業計画」、「地域振興事業」の大きく4つの評価項目について審査を行った。

現在、令和8年1月下旬の会社設立に向けて、候補者と協議を進めている。

【主な質疑応答】

Q 播磨町にとってこの事業がどれだけ有益なものか知つてもらうために、2市2町それぞれの負担割合に対してどれだけの効果があるのかなどのデータは。

A そのあたりの金額については、対象施設が使用している電気代が把握できるようになれば示すことができると思う。

負荷率が最初は28%以下の施設を対象として進めているところである。

2 総合体育館大体育室空調設備整備事業について

総合体育館大体育室空調設備整備事業について、所管する協働推進課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

総合体育館の「総合体育館大体育室空調設備設置工事実施設計業務委託」の設計業務が完了し、工事内容が確定した。

工事概要は、停電対応型GHP空調設備56キロワット室外機を4基、室内機を2

4 基設置する予定としている。

また、空調設備の設置に伴い外構工事、電気工事、ガス配管工事及び消火配管工事を併せて行う。

県道を通っている大阪ガス管理の既設中圧ガス管から、総合体育館の敷地内にガス管を引き込み、総合体育館の駐車場に沿ってガス管を埋設し、体育館の北側に設置する4基の室外機に接続する。工事に伴い、ガス事業者への負担金が必要になる。

また、大体育室に空調設備を設置する期間は大体育室が使用できなくなるため、貸館収入が減少する。その期間については、指定管理者への収入補填を行う。

【主な質疑応答】

Q 総合体育館大体育室の貸館に影響がある期間は。

A 約1ヶ月間は大体育室が使用できないと考えている。

3 東部コミュニティセンター新築に伴う使用料等の変更について

東部コミュニティセンター新築に伴う使用料等の変更について、所管する協働推進課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

現在、建築している東部コミュニティセンターが令和8年4月より稼働することに伴い、住所の変更手続きと施設使用料の設定を行う。

多目的ホールは400円、研修室1は300円、研修室2・3、視聴覚室、和室、料理教室はそれぞれ100円とする。

【主な質疑応答】

Q 施設の各部屋の利用料金は施設ごとに若干の金額差があり、その差は部屋の面積によるものだと思う。参考として、他のコミュニティセンターの各部屋の平米数や利用料金がわかれれば理解しやすいと思うが、資料はあるのか。

A その他3つのコミュニティセンターの各部屋の面積と使用料金の資料を提示して比較できるようにする。

4 令和8年度からの町立幼稚園における給食実施について

令和8年度からの町立幼稚園における給食実施について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和8年度からの給食実施を予定している播磨幼稚園、蓮池幼稚園では、調理事業者が調理した食事が食缶方式により配送され、食事の提供を行う体制となる。

播磨西こども園においては、現状と変わらず播磨西小学校で調理した食事を配達す

る体制が継続される。なお、播磨西こども園の教育部は、現状では保育部の運用に併せておやつを提供しているが、令和8年度からはおやつの提供を行わない運用に改めようと考えている。

播磨幼稚園、蓮池幼稚園と播磨西こども園で提供される食事については、食材料相当額として1食当たり300円に設定する予定であり、現在の播磨西こども園及び町内認定こども園の単価と同額である。

播磨幼稚園、蓮池幼稚園と播磨西こども園教育部については、土曜日の保育を実施しておらず、食事の提供は行わないが、長期休業期間中の一時預かり事業では、食事を提供する方向で準備を進めている。

保育部は、現行と同様の体系になる。保護者への案内として、給食費を含めた給食実施についてのお知らせやアレルギー対応、今後のスケジュール、振替口座の登録に関する案内等をQ&A形式にまとめ、配布する予定である。

資料配布後に問い合わせやご意見をいただいた場合、その内容や量などを踏まえて追加のQ&Aの配布や説明会の実施も視野に入れて、より気持ちよく利用できるよう幼稚園給食を開始したい。

【主な質疑応答】

- Q** 一時預かりの給食代金について、食材発注の時点でキャンセルできないことになっているが、平日に体調不良等で登園できなかった場合キャンセルできるのか。
- A** 学校給食では体調不良で欠席の場合も発注でコストがかかっているので、料金を徴収している。新たに実施する播磨幼稚園、蓮池幼稚園も同じ運用にする予定である。

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、所管することも課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

「こども誰でも通園制度」は全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して支援を強化する目的で創設された国の制度で、令和8年度から給付化され、全国の自治体で実施される。

利用対象者は、保育所などの所属先がない0歳6か月から満3歳未満までの乳児で、保護者の就労要件を問わないことが特徴の1つであり、児童1人につき月当たりの利用上限は10時間までと設定されている。

播磨町の現状については、保留児童数がゼロには至らず、まだまだ保育の受け皿を整備する必要があるが、施設を新設しても保育人材が確保できなければ、受け皿は拡張されないので、保留児童対策に注力すべきと認識している。

里帰り出産などで町外の同様の認定施設を利用したいときに、円滑に利用できるよ

う、制度の周知や利用できる体制づくりを進めていきたい。

【主な質疑応答】

Q 今後の考え方として、既存の保育園に受け入れを求めるのか。または、「こども誰でも通園制度」に特化するような小規模な保育園を作るような形で対応可能となるのか。

A 町内での実施というのは難しい状況であり、既存の保留児童の解消に努めていく方がいいのではとの助言もいただいている。

6 播磨町いきる・そだつ・まもる・子どもの権利条例（案）について

播磨町いきる・そだつ・まもる・子どもの権利条例（案）について、所管する子ども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町に関わる全ての子どもの権利を保障し、播磨町全体で子どもを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが自分らしく生き、育つことができる社会を実現することを目的に条例を制定する。

条例制定にあたっては、児童の権利に関する条約の「子どもの意見の尊重」、また、子ども基本法における、「施策に子ども等の意見を反映させること」を踏まえ、子どもたちの意見等を丁寧に聞き取り、できるだけ多くの子どもたちの意見を反映できるように努めてきた。令和8年4月1日に施行予定である。

【主な質疑応答】

Q 権利条例案について、第1章総則から第2章、第3章という形で進んでいくが、子ども会議においても、前文について考えようというテーマがあり、前文はかなりウエイトを占めている重要な部分であると思う。そこをしっかりと伝えなければ、この条例の必要性や意義がアピールできないし、本質的なところが伝わらない。前文のPRの仕方や資料の作り方の工夫が必要ではないか。

A 前文は、子どもたちの想いが非常に詰まった部分なので、広報をするときには制度は当然のことながら、子どもたちの想いを前面に出して大人に知ってもらい、子どもたちの権利を大人が守るという風潮を作りたいと思う。

7 介護保険料、後期高齢者医療保険料のQRコード収納及びコンビニ収納の開始について

介護保険料、後期高齢者医療保険料のQRコード収納及びコンビニ収納の開始について、所管する保険課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

納付義務者の利便性の向上と収納率増加を目的とする。QRコード収納に対応する

ことにより、全国の金融機関の窓口での納付及びP A Y P A Y等の27アプリでのキャッシュレス決済が可能となる。

また、併せてコンビニ収納にも対応することで、「キャッシュレス決済に対応できない」「金融機関の営業時間に行けない」といった納付義務者についても納付しやすい環境が整い、利便性が向上すると見込んでいる。

コンビニ収納については、令和8年7月から、QRコード収納については、国等のQRコードを活用した公金収納体制が整備される令和8年9月に併せてそれぞれ開始する。

「介護保険料」も「後期高齢者医療保険料」も当初の納付書送付が7月であり、納付書を送付するときに同封物で周知し、それ以前に広報はりまでも周知を行う。

QRコード対応の納付書や、督促状については9月以降となるので、当初に納付書を送付している方たちには希望者に郵送しようと考えている。